

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

農業経営統計調査「畜産物生産費統計」は、牛乳、子牛、乳用雄育成牛、交雑種育成牛、去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛、交雑種肥育牛及び肥育豚の生産費の実態を明らかにし、畜産物価格の安定をはじめとする畜産行政及び畜産経営の改善に必要な資料の整備を行うことを目的としている。

(2) 調査の沿革

わが国の畜産物生産費調査は、昭和26年に農林省統計調査部において牛乳生産費調査を実施したのが始まりで、その後、国民の食料消費構造の変化から畜産物の需要が増加する中で、昭和29年に酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）が施行されたことに伴い、牛乳生産費調査を拡充した。昭和33年に食肉価格が急騰し、食肉の需給安定対策が緊急の課題となったことに伴い、昭和34年から子牛、肥育牛、子豚及び肥育豚の生産費調査を開始し、翌35年に養鶏振興法（昭和35年法律第49号）が制定されたことを契機に鶏卵生産費調査を開始した。

昭和36年には畜産物の価格安定等に関する法律（昭和36年法律第183号）が、昭和40年には加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）がそれぞれ施行されたことにより、価格安定対策の資料としての必要性から各種畜産物生産費調査の規模を大幅に拡充した。また、昭和42年にはブロイラー生産費調査、昭和48年には乳用雄肥育牛生産費調査をそれぞれ開始した。

昭和63年には、牛肉の輸入自由化に関連した国内対策として肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）が施行され、肉用子牛価格安定制度が抜本的に強化拡充されたことに伴い、乳用雄育成牛生産費調査を開始した。

その後の農業・農山村・農業経営の実態変化は著しく、こうした実態を的確に捉えたものとするため、平成2年から3年にかけて生産費調査の見直し検討を行い、その結果を踏まえ、平成3年には農業及び農業経営の著しい変化に対応できるよう調査項目の一部改正を行った。

その後は、ブロイラー生産費調査は平成4年まで、鶏卵生産費調査は平成6年まで実施し、それ以降は調査を廃止し、また、養豚経営において、子取り経営農家及び肥育経営農家の割合が低下し、子取りから肥育までを一貫して行う養豚経営農家の割合が高まっている状況に鑑み、平成5年から肥育豚生産費調査対象農家を、これまでの肥育経営農家から一貫経営農家に変更した。これに伴い、子豚生産費調査を廃止した。

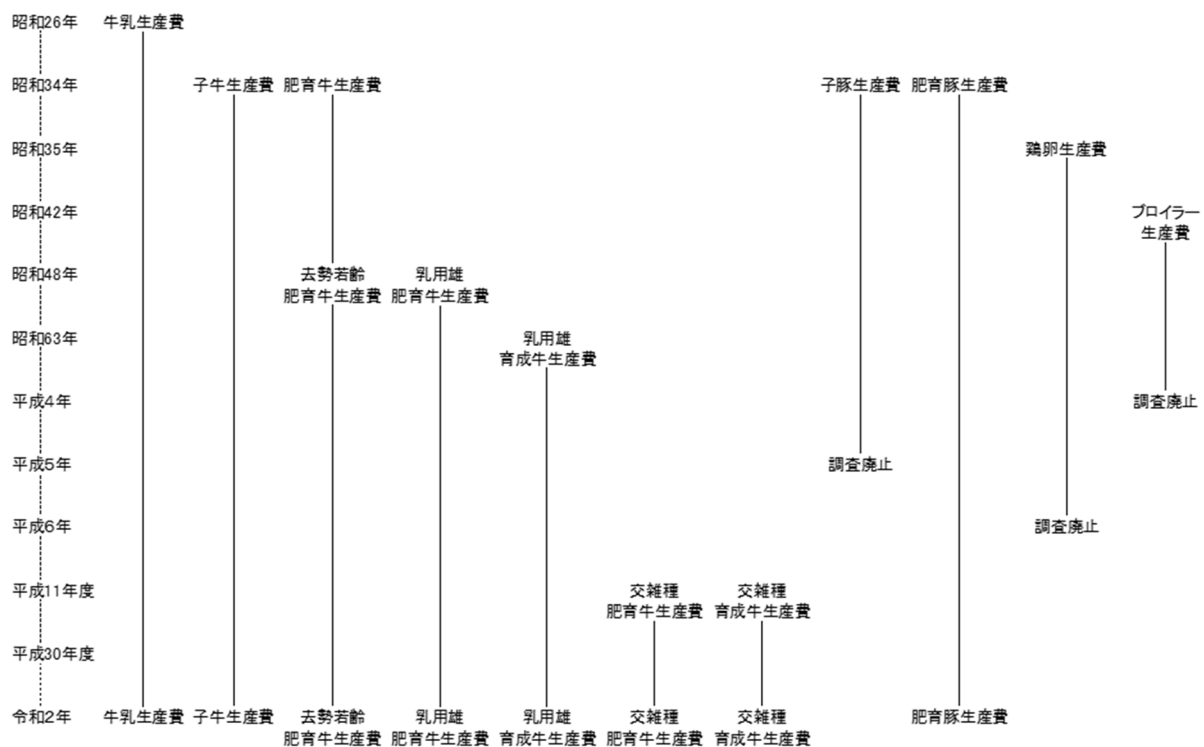
平成6年には、農業経営の実態把握に重点を置き、多面的な統計作成が可能な調査体系とすることを目的に、従来、別体系で実施していた農家経済調査と農畜産物生産費調査を統合し「農業経営統計調査」（指定統計第119号）として、農業経営統計調査規則（平成6年農林水産省令第42号）に基づき実施されることとなった。

畜産物生産費については、平成7年から農業経営統計調査の下「畜産物生産費統計」として取りまとめることとなり、同時に間接労働の取扱い等の改正を行い、また、平成10年から家族労働費について、それまでの男女別評価から男女同一評価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金による評価）に改定が行われた。

平成11年度からは、多様な肉用牛経営について畜種別に把握するため「交雑種肥育牛生産費統計」及び「交雑種育成牛生産費統計」の取りまとめをそれぞれ開始した。また、畜産物価格算定時期の変更に伴い調査期間を変更し、全ての畜種について当年4月から翌年3月とした。

平成16年には、食料・農業・農村基本計画等の新たな施策の展開に応えるため農業経営統計調査を、営農類型別・地域別に経営実態を把握する営農類型別経営統計に編成する調査体系の再編・整備等の所要の見直しを行った。これに伴って畜産物生産費についても、平成16年度から農家の農業経営全体の農業収支、自家農業投下労働時間の把握の取りやめ、自動車費を農機具費から分離・表章する等の一部改正を行った。

令和元年から、調査への決算書類等の活用の幅が広がる等、調査の効率化を図るため、全ての畜種について調査期間を当年1月から12月へ変更した。



(3) 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた基幹統計調査（基幹統計である農業経営統計を作成する調査）として、農業経営統計調査規則（平成6年農林水産省令第42号）に基づき実施した。

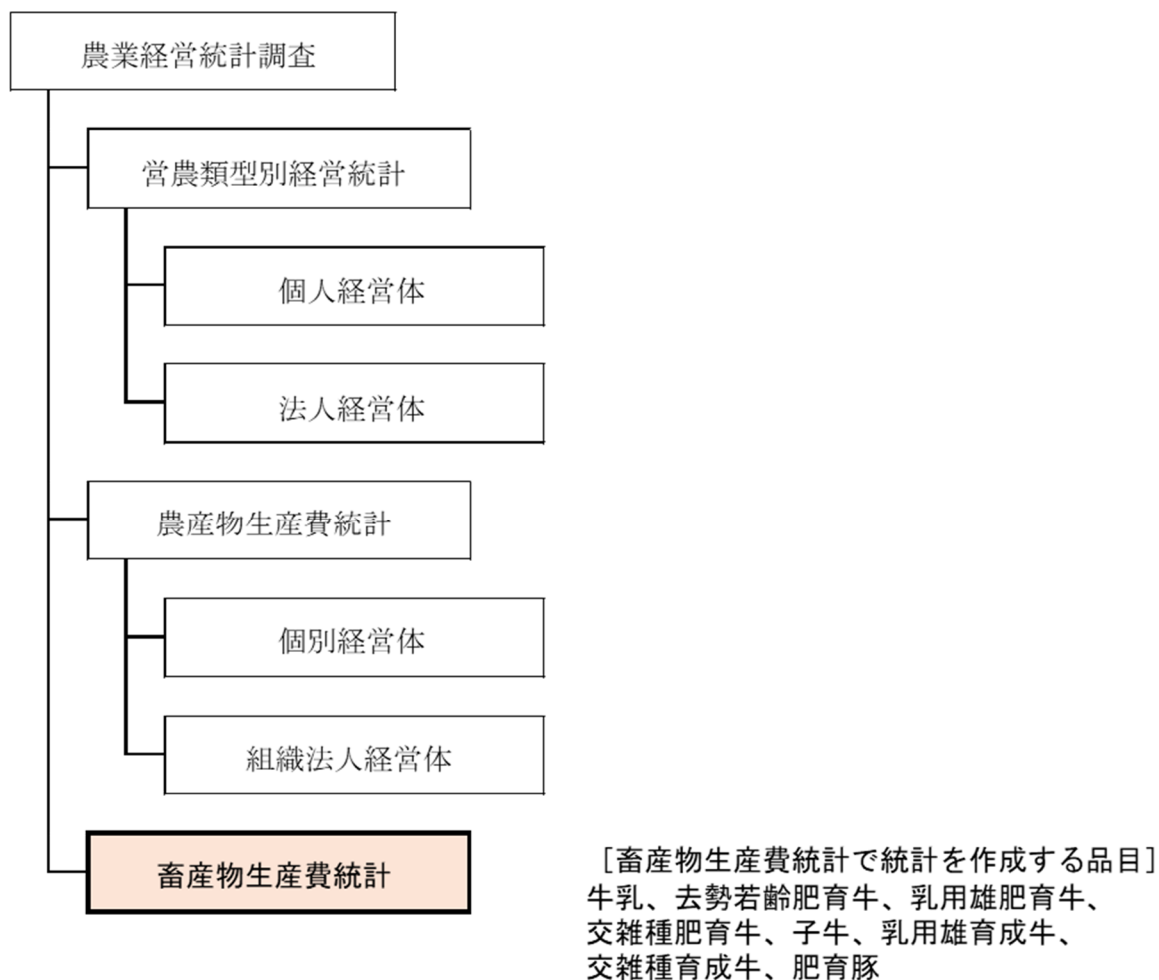
(4) 調査の機構

農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター）を通じて実施した。

(5) 調査の体系

農業経営統計調査は、営農類型別経営統計及び生産費統計の2つの体系から構成されており、それぞれ図のとおりである。

農業経営統計調査の体系図



(6) 本資料の収録範囲

本資料は、農業経営統計調査のうち畜産物生産費統計について収録した。

(7) 調査対象

本調査における調査対象は、次のとおりである。

農業生産物の販売を目的とし、世帯による農業経営を行う農業経営体（法人格を有する経営体を含む。）であり、かつ畜種ごとに、次の条件に該当するものである。

牛 乳 生 産 費： 搾乳牛（ホルスタイン種等の乳用種に限る。）を1頭以上飼養し、生乳を販売する経営体

子 牛 生 産 費： 肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼養して子牛を生産し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体

育成牛生産費

乳用雄育成牛生産費： 肥育用もと牛とする目的で育成している乳用雄牛を5頭以上飼養し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体

交雑種育成牛生産費： 肥育用もと牛とする目的で育成している交雑種牛を5頭以上飼養し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体

肥育牛生産費

去勢若齢肥育牛生産費： 肥育を目的とする去勢若齢和牛を1頭以上飼養し、販売する経営体

乳用雄肥育牛生産費： 肥育を目的とする乳用雄牛を1頭以上飼養し、販売する経営体

交雑種肥育牛生産費： 肥育を目的とする交雑種牛を1頭以上飼養し、販売する経営体

肥育豚生産費： 肥育豚を年間20頭以上販売し、肥育用もと豚に占める自家生産子豚の割合が7割以上の経営体

なお、農業経営体とは、次のア又はイに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又はその出荷羽数その他の事業の規模が次に示す農業経営体の外形基準（面積、頭数等といった物的指標）以上の農業

露地野菜作付面積 15 a

施設野菜栽培面積 350m²

果樹栽培面積 10 a

露地花き栽培面積 10 a

施設花き栽培面積 250m²

搾乳牛飼養頭数 1 頭

肥育牛飼養頭数 1 頭

豚飼養頭数 15頭

採卵鶏飼養羽数 150羽

ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽

その他 1年間における農業生産物の総販売額が50万円に相当する事業の規模

(8) 調査の対象と調査対象経営体の選定方法

生産費統計作成の畜種ごとに、2015年農林業センサス結果において調査の対象に該当した経営体を一覧表に整理して母集団リストを編成し、調査対象経営体を抽出した。

ア 対象品目別経営体リストの作成

調査対象品目ごとに2015年農林業センサスに基づき、次の経営体を飼養頭数規模別及び全国農業地域別に区分したリストを作成した。なお、対象品目別の飼養頭数規模階層は表1を参照。

(ア) 牛乳生産費

乳用牛（24か月齢以上。以下同じ。）を飼養する経営体

(イ) 肥育牛生産費

和牛などの肉用種（肥育中の牛）、肉用として飼っている乳用種（肥育中の牛）又は和牛と乳用種の交雑種（肥育中の牛）を飼養する経営体

(㊦) 子牛生産費

和牛などの肉用種（子取り用雌牛）（以下「繁殖雌牛」という。）を飼養する経営体

(㊧) 育成牛生産費

肉用として飼っている乳用種（売る予定の子牛）又は和牛と乳用種の交雑種（売る予定の子牛）を飼養する経営体

(㊨) 肥育豚生産費

肥育豚を飼養する経営体

表 1 畜産物生産費統計の飼養頭数規模階層

区 分	規 模 区 分							
牛 乳	20 頭 未満	20～ 30	30～ 50	50～ 100	100～ 200	200 頭 以上		
去勢若齢肥育牛 乳用雄肥育牛 交雑種肥育牛	10 頭 未満	10～ 20	20～ 30	30～ 50	50～ 100	100～ 200	200～ 500	500 頭 以上
子 牛	2～5 頭 未満	5 ～ 10	10～ 20	20～ 50	50～ 100	100 頭 以上		
乳用雄育成牛 交雑種育成牛	5～20 頭 未満	20～ 50	50～ 100	100～ 200	200 頭 以上			
肥 育 豚	100 頭 未満	100～ 300	300～ 500	500～ 1,000	1,000～ 2,000	2,000 頭 以上		

イ 調査対象経営体数（標本の大きさ）の算出

調査対象経営体数（標本の大きさ）については、資本利子・地代全額算入生産費（以下「全算入生産費」という。）を指標とした目標精度（標準誤差率）に基づき、それぞれ必要な調査対象経営体数を算出した（表 2 参照）。

表 2 目標精度、調査対象経営体数及び抽出率

単位：経営体

		指標	目標精度 (標準誤差率)	調査対象経営体数 (標本の大きさ)	抽出率
牛乳	北海道	生乳 100kg (乳脂肪 分 3.5%換算) 当 り全算入生産費	1.0	234	1/ 26
	都府県		2.0	188	1/ 57
	小計		－	422	1/ 40
去勢若齢肥育牛		肥育牛 1 頭当たり 全算入生産費	2.0	299	1/ 27
乳用雄肥育牛			2.0	84	1/ 14
交雑種肥育牛			2.0	96	1/ 19
子牛		子牛 1 頭当たり 全算入生産費	2.0	188	1/187
乳用雄育成牛		育成牛 1 頭当たり 全算入生産費	3.0	53	1/ 11
交雑種育成牛			3.0	60	1/ 23
肥育豚		肥育豚 1 頭当たり 全算入生産費	2.0	100	1/ 20

ウ 標本配分

(ア) 牛乳生産費

イで定めた北海道、都府県別の調査対象経営体数を飼養頭数規模別に最適配分し、更に全国農業地域別の乳用牛を飼養する経営体数に応じて比例配分した。この際、都府県において規模階層別の精度が 4 % を下回った階層について、精度が 4 % となるまで調査対象経営体を追加し、全国農業地域別の精度が 8 % を下回った全国農業地域について、精度が 8 % となるまで調査対象経営体を追加した。

(イ) 牛乳生産費以外

イで定めた調査対象経営体数を飼養頭数規模別に最適配分し、更に全国農業地域別に該当畜を飼養する経営体数に応じて比例配分した。

エ 標本抽出

アで作成した対象品目別経営体リストにおいて、該当畜を飼養頭数の小さい経営体から順に並べた上で、ウで配分した当該規模階層の調査対象経営体数で等分し、等分したそれぞれの区分から 1 経営体ずつ無作為に抽出した。

(9) 調査の時期

ア 調査期間

調査期間は、令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの 1 年間である。

イ 調査票の配布時期及び提出期限

調査期間より前に配布し、提出期限については調査期間終了月の翌々月とした。

(10) 調査事項

- ア 経営の概況
- イ 生産物の販売等の状況又は調査対象畜の取引状況
- ウ 調査対象畜産物の生産に使用した資材等に関する事項
- エ 物件税及び公課諸負担に関する事項
- オ 消費税
- カ 借入金（買掛未払金を含む。）及び支払利子に関する事項
- キ 出荷に要した経費（牛乳生産費を除く。）
- ク 建物及び構築物（土地改良設備を含む。）の所有状況
- ケ 自動車（自動二輪・三輪を含む。）の所有状況
- コ 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況
- サ 農具の購入費等に関する事項
- シ 搾乳牛等の所有状況（牛乳生産費のみ）
- ス 土地の面積及び地代に関する事項
- セ 労働に関する事項
- ソ 乳用牛の月齢別の飼育経費に関する事項（牛乳生産費のみ）

(11) 調査対象畜となるものの範囲

この調査において、生産費を把握する対象とする家畜の種類は、次のとおりである。

ア 牛乳生産費統計

搾乳牛及び調査期間中にその搾乳牛から生まれた子牛。ただし、子牛については、生後10日齢までを調査の対象とし、副産物として取り扱っている（調査開始時以前に生まれた子牛、調査期間中に生まれ10日齢を超えた子牛等は対象外とした。）。

イ 子牛生産費統計

繁殖雌牛及びその繁殖雌牛から生まれた子牛（肥育牛（育成が終了した牛）あるいは使役専用の牛、種雄牛等は対象外とした。）。

ウ 育成牛生産費統計

肥育用もと牛とする目的で育成している牛（肉用種の子牛、搾乳牛に仕向けるために育成している牛、育成が終了した牛は対象外とした。）。

エ 肥育牛生産費統計

肉用として販売する目的で肥育している牛（繁殖雌牛及びその繁殖雌牛から生まれた子牛は対象外とした。ただし、育成が終了し肥育中のものは対象とした。）。

オ 肥育豚生産費統計

肉用として販売する目的で飼養されている豚及びその生産にかかわる全ての豚（肉豚、子豚生産のための繁殖雌豚、種雄豚、繁殖用後継豚として育成中の豚、繁殖用豚生産のための原種豚及び繁

殖能力消滅後肥育されている豚）。

(12) 調査方法

職員又は統計調査員が調査票を調査対象経営体に配布し、原則として調査対象経営体が記入し、郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員により回収（決算書類等の提供を含む。）した。

また、必要に応じて、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の方法も併用した。

2 調査上の主な約束事項

(1) 畜産物生産費の概念

畜産物生産費統計において、「生産費」とは、畜産物の一定単位量の生産のために消費した経済費用の合計をいう。ここでいう費用の合計とは、具体的には、畜産物の生産に要した材料（種付料、飼料、敷料、光熱動力、獣医師料及び医薬品、その他の諸材料）、賃借料及び料金、物件税及び公課諸負担、労働費（雇用・家族（生産管理労働も含む。））、固定資産（建物、自動車、農機具、生産管理機器、家畜）の財貨及び用役の合計をいう。

なお、これらの各項目の具体的事例は、別表 1 を参照されたい。

(2) 主な約束事項

ア 生産費の種別（生産費統計においては、「生産費」を次の 3 種類に区分する。）

(ア) 「生産費（副産物価額差引）」

調査対象畜産物の生産に要した費用合計から副産物価額を控除したもの

(イ) 「支払利子・地代算入生産費」

「生産費（副産物価額差引）」に支払利子及び支払地代を加えたもの

(ウ) 「資本利子・地代全額算入生産費」

「支払利子・地代算入生産費」に自己資本利子及び自作地地代を擬制的に計算して算入したもの

イ 物財費

調査対象畜を生産するために消費した流動財費（種付料、飼料費、敷料費、光熱動力費、獣医師料及び医薬品費、その他の諸材料等）及び固定財（建物、自動車、農機具、生産管理機器、家畜の償却資産）の減価償却費を合計したものである。

なお、流動財費は、購入したものについてはその支払額、自給したものについてはその評価額により算出した。

(ア) 種付料

牛乳生産費統計、子牛生産費統計及び肥育豚生産費統計における種付料は、搾乳牛、繁殖雌牛及び繁殖雌豚に、計算期間中に種付けに要した精液代、種付料金等を計上した。

なお、自家で種雄牛を飼養し、種付けに使用している場合の種付料は、その地方の 1 回の受精に要する種付料で評価した。ただし、肥育豚生産費統計では、自家で飼養している種雄豚により種付けを行った場合は「種雄豚費」を計上しているので、種付料は計上しない。

(イ) もと畜費

育成牛生産費統計、肥育牛生産費統計及び肥育豚生産費統計におけるもと畜費は、もと畜そのものの価額に、もと畜を購入するために要した諸経費も計上した。自家生産のもと畜は、その地方の市価により評価した。

なお、肥育豚生産費統計における自家生産のもと畜については、その育成に要した費用を各費目に計上しているため、もと畜費としては計上しない。

(ウ) 飼料費

a 流通飼料費

(a) 購入飼料費

実際の飼料の購入価額、購入付帯費及び委託加工料を計上した。

なお、生産費調査では、配合飼料価格安定基金の積立金及び補てん金は計上しない。

(b) 自給飼料費

飼料作物以外の自給の生産物を飼料として給与した場合は、その地方の市価（生産時の経営体受取価格）によって評価して計上した。

b 牧草・放牧・採草費（自給）

牧草等の飼料作物の生産に要した費用及び野生草・野乾草・放牧場・採草地に要した費用を計上した。

なお、生産に投下した労働については、平成7年から労働費のうちの間接労働費として計上している。

(エ) 敷料費

稲わら、麦わら、おがくず、野草など畜舎内の敷料として利用した費用を計上した。

なお、自給敷料はその地方の市価（生産時の経営体受取価格）によって評価して計上した。

(オ) 光熱水量及び動力費

購入又は自家生産した動力材料、燃料、水道料、電気料等を計上した。

(カ) その他の諸材料費

縄、ひも、ビニールシート等の消耗材料など、他の費目に計上できない材料を計上した。

(キ) 獣医師料及び医薬品費

獣医師に支払った料金及び使用した医薬品、防虫剤、殺虫剤、消毒剤等の費用のほか、家畜共済掛金のうちの疾病傷害分を計上した。

(ク) 賃借料及び料金

建物・農機具等の借料、生産のために要した共同負担費、削てい料、きゅう肥を処理するために支払った引取料等を計上した。

(ケ) 物件税及び公課諸負担

畜産物の生産のための装備に賦課される物件税（建物・構築物の固定資産税、自動車税等。ただし、土地の固定資産税は除く。）、畜産物の生産を維持・継続する上で必要不可欠な公課諸負担（集落協議会費、農業協同組合費、自動車損害賠償責任保険等）を計上した。

(コ) 家畜の減価償却費

生産物である牛乳、子牛の生産手段としての搾乳牛、繁殖雌牛の取得に要した費用を減価償却計算を行い計上した。牛乳生産費統計では乳牛償却費、子牛生産費統計では繁殖雌牛償却費という。

また、搾乳牛、繁殖雌牛を廃用した場合は、廃用時の帳簿価額から廃用時の評価額（売却した

場合は売却額)を差し引いた額を処分差損益として償却費に加算した(ただし、処分差益が減価償却費を上回った場合は、統計表上においては減価償却費を負数「△」として表章している。))。

なお、肥育豚生産費統計における繁殖雌豚費及び種雄豚費については、後述(サ)のとおり。

償却費

減価償却費

1 か年の減価償却額

$$= (\text{取得価額} - 1 \text{ 円 (備忘価額)}) \times \text{耐用年数に応じた償却率}$$

a 取得価額

搾乳牛及び繁殖雌牛の取得価額は初回分べん以降(繁殖雌牛の場合、初回種付け以降)に購入したものは購入価額とし、自家育成した場合にはその地方における家畜市場の取引価格又は実際の売買価格等を参考として、搾乳牛については初回分べん時、繁殖雌牛は初回種付時で評価した。

また、購入した場合は、購入価額に購入に要した費用を含めて計上した。

b 耐用年数に応じた償却率

搾乳牛及び繁殖雌牛の耐用年数に応じた償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)に対応する償却率をそれぞれ用いている。

(サ) 繁殖雌豚費及び種雄豚費

繁殖雌豚及び種雄豚の購入に要した費用を計上した。

なお、自家育成の繁殖畜については、その生産に要した費用を生産費の各費目に含めているので本費目には計上しない。

(シ) 建物費

建物・構築物の償却費と修繕費を計上した。

また、建物・構築物を廃棄又は売却した場合は、処分時の帳簿価額から処分時の評価額(売却した場合は売却額)を差し引いた額を処分差損益として償却費に加算した(ただし、処分差益が減価償却費を上回った場合は、統計表上においては減価償却費を負数「△」として表章している。))。

a 償却費

減価償却費

1 か年の減価償却額

$$= (\text{取得価額} - 1 \text{ 円 (備忘価額)}) \times \text{耐用年数に応じた償却率}$$

(a) 取得価額

取得価額は取得に要した価額により評価した。ただし、国及び地方公共団体から補助金を受けて取得した場合は、取得価額から補助金部分を差し引いた残額で、償却費の計算を行った。

(b) 耐用年数に応じた償却率

法定耐用年数に対応した償却率を用いた。

b 修繕費

建物・構築物の維持修繕について、購入又は支払の場合、購入材料の代金及び支払労賃を計上した。

(ス) 自動車費

自動車の減価償却費及び修繕費を計上した。

なお、自動車の償却費と修繕費の計算方法は、建物と同様である。

(セ) 農機具費

農機具の減価償却費及び修繕費を計上した。

なお、農機具の償却費と修繕費の計算方法は、建物と同様である。

(ソ) 生産管理費

畜産物の生産を維持・継続するために使用したパソコン、ファックス、複写機等の生産管理機器の購入費、償却費及び集会出席に要した交通費、技術習得に要した受講料などを計上した。

なお、生産管理機器の償却費の計算方法は、建物と同様である。

ウ 労働費

調査対象畜の生産のために投下された家族労働の評価額と雇用労働に対する支払額の合計である。

(ア) 家族労働評価

調査対象畜の生産のために投下された家族労働については、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）（以下「毎月勤労統計」という。）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業、郵便業」に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した単価を乗じて計算したものである。

(イ) 労働時間

労働時間は、直接労働時間と間接労働時間に区分した。

直接労働時間とは、食事・休憩などの時間を除いた調査対象畜の生産に直接投下された労働時間（生産管理労働時間を含む。）であり、間接労働時間とは、自給牧草の生産、建物や農機具の自己修繕等に要した労働時間の調査対象畜の負担部分である。

なお、作業分類の具体的事例は、別表2を参照されたい。

エ 費用合計

調査対象畜を生産するために消費した物財費と労働費の合計である。

オ 副産物価額

副産物とは、主産物（生産費集計対象）の生産過程で主産物と必然的に結合して生産される生産物である。生産費においては、主産物生産に要した費用のみとするため、副産物を市価で評価（費用に相当すると考える。）し、費用合計から差し引くこととしている。

各畜産物生産費の副産物価額については、次のものを計上した。

- ① 牛乳生産費統計：子牛（生後10日齢時点）及びきゅう肥
- ② 子牛生産費統計：きゅう肥
- ③ 育成牛生産費統計：事故畜、4か月齢未満で販売された子畜及びきゅう肥
- ④ 肥育牛生産費統計：事故畜及びきゅう肥
- ⑤ 肥育豚生産費統計：事故畜、販売された子豚、繁殖雌豚、種雄豚及びきゅう肥

なお、牛乳生産費統計における子牛については、10日齢以前に販売されたものはその販売価額、10日齢時点で育成中のものは10日齢時点での市価評価額、各畜種のきゅう肥については、販売され

たものはその販売価額、自家用に仕向けられたものは費用価計算で評価し、その他の副産物については、販売価額とした。

注： 費用価とは、自給物の生産に要した材料、固定材、労働等に係る費用を計算し評価したものである。

カ 資本利子

(ア) 支払利子

調査対象畜の生産のために調査期間内に支払った利子額を計上した。

(イ) 自己資本利子

調査対象畜の生産のために投下された総資本額から、借入資本額を差し引いた自己資本額に年利率4%を乗じて計算した。

なお、本利率は、統計法に基づく生産費調査開始時（昭和24年）の国債、郵便貯金の利子率を基礎に定めたものを踏襲している。

キ 地代

(ア) 支払地代

調査対象畜の飼養及び飼料作物の生産に利用された土地のうち、借入地について実際に支払った賃借料及び支払地代を計上した。

(イ) 自作地地代

調査対象畜の飼養及び飼料作物の生産に利用された土地のうち、所有地について、その近傍類地（調査対象畜の生産に利用される所有地と地力等が類似している土地）の賃借料又は支払地代により評価した。

3 調査結果の取りまとめ方法と統計表の編成

(1) 調査結果の取りまとめ方法

ア 集計対象（集計経営体）

集計経営体は、調査対象経営体から次の経営体を除いた経営体とした。

- ・ 調査期間途中で調査対象畜の飼養を中止した経営体
- ・ 記帳不可能等により調査ができなくなった経営体
- ・ 調査期間中の家畜の飼養実績が調査対象に該当しなかった経営体

イ 集計方法

各集計経営体について取りまとめた個別の結果（様式は巻末の「個別結果表」に示すとおり。）を用いて、全国又は規模階層別等の集計対象とする区分ごとに、次のウ及びエの算定式により計算単位当たり生産費又は1経営体当たり平均値を算出した。ここで、算定式中のウエイトは次の値を用い集計経営体ごとに定めた。

$$\text{標本抽出率} = \frac{\text{調査結果において当該階層に該当する畜産物生産費集計経営体数}}{\text{畜産統計における当該階層の大きさ}}$$

(ア) 牛乳生産費統計

飼養頭数規模別及び全国農業地域別の区分ごとに、集計経営体数を畜産統計（令和2年2月1日現在）における乳用牛成畜飼養頭数規模別飼養戸数で除した値の逆数としている。

(イ) 子牛生産費統計、育成牛生産費統計及び肥育牛生産費統計

全国平均値の算出では、飼養頭数規模別及び全国農業地域別の区分ごとに、集計経営体数を畜産統計（令和2年2月1日現在）における次の戸数で除した値の逆数としている。

全国農業地域別平均値は単純平均により算出しており、全ての集計経営体のウェイトを「1」としている。

子牛： 子取り用めす牛飼養頭数規模別の飼養戸数（組替）

去勢若齢肥育牛： 肉用種の肥育用牛飼養頭数規模別の飼養戸数（組替）

乳用雄育成牛： 飼養状態別（ホルスタイン種他飼養頭数規模別）の乳用種育成牛飼養及びその他の飼養の戸数

乳用雄肥育牛： 飼養状態別（ホルスタイン種他飼養頭数規模別）の乳用種肥育牛飼養及びその他の飼養の戸数

交雑種育成牛： 飼養状態別（交雑種飼養頭数規模別）の乳用種育成牛飼養及びその他の飼養の戸数

交雑種肥育牛： 飼養状態別（交雑種飼養頭数規模別）の乳用種肥育牛飼養及びその他の飼養の戸数

(ウ) 肥育豚生産費統計

飼養頭数規模別及び全国農業地域別の区分ごとに、集計経営体数を畜産統計調査における豚の一貫経営の戸数で除した値の逆数としている。ただし、令和2年は2020年農林業センサス実施年による畜産統計調査の調査休止のため、畜産統計調査（平成31年2月1日現在）及び畜産統計調査（令和3年2月1日現在）の調査結果を用いて推計した。

ウ 計算単位当たり生産費の算出方法

生産費は、一定数量の主産物の生産のために要した費用として計算されるものであり、その「計算単位」はできるだけ取引単位に一致させるため、次のとおり主産物の単位数量を生産費の計算単位とした。

(ア) 牛乳生産費統計

牛乳生産費統計における主産物は、調査期間中に搾乳された生乳の全量（販売用、自家用、子牛の給与用）であって、計算の単位は生乳100kg当たりである。

生乳100kg当たりの生産費の算出方法は、次のとおりである。

$$\text{生乳100kg当たりの生産費} = \frac{\text{1頭当たり生産費}}{\text{1頭当たり搾乳量 (kg)}} \times 100$$

この調査では、分母となる搾乳量として乳脂肪分3.5%換算乳量又は実搾乳量を用いている。

乳脂肪分3.5%換算乳量の算出方法は、次のとおりである。

$$\text{乳脂肪分3.5\%換算乳量} = \frac{\text{乳脂肪量（実搾乳量} \times \text{乳脂肪分）}}{0.035}$$

(イ) 子牛生産費統計

子牛生産費統計における主産物は、調査期間中に販売又は自家肥育に仕向けられた子牛であって、計算の単位は子牛1頭当たりである。

(ロ) 育成牛生産費統計

育成牛生産費統計における主産物は、ほ育・育成が終了し、肥育用もと牛として調査期間中に販売又は自家肥育に仕向けられたものであって、計算の単位は育成牛1頭当たりである。

(ハ) 肥育牛生産費統計

肥育牛生産費統計における主産物は、肥育過程を終了し、調査期間中に肉用として販売された肥育牛であって、計算の単位は肥育牛の生体100kg当たりである。

なお、肥育過程の終了とは、肥育用もと牛を導入し、満肉の状態まで肥育することであるが、肥育牛の場合は、肥育用もと牛の性質（導入時の月齢及び生体重、性別など）、肥育期間、肥育程度等により肥育過程の終了が異なりその判定も困難である。このため、本調査では、その肥育牛が販売された時点をもって肥育終了とし、その肥育牛を主産物とした。

(ニ) 肥育豚生産費統計

肥育豚生産費統計における主産物は、調査期間中に肉用として販売された肥育豚（子豚を除く。）であって、計算の単位は肥育豚の生体100kg当たりである。

また、単位頭数当たりの投下費用、あるいは生産費、収益も重要であることから、主産物の単位数量当たり生産費とともに、飼養する家畜1頭当たりの生産費を計算している。

具体的に、これらの平均値については、次の式により算出した。

$$\text{計算単位当たり生産費} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i c_i}{\sum_{i=1}^n w_i v_i}$$

c_i : 集計対象とする区分に属する*i*番目の集計経営体の生産費の調査結果

v_i : 集計対象とする区分に属する*i*番目の集計経営体の計算単位の数量の調査結果

w_i : 集計対象とする区分に属する*i*番目の集計経営体のウェイト

n : 集計対象とする区分に属する集計経営体数

エ 1経営体当たり平均値の算出方法

農業就業者数や、経営土地面積、建物等の使用状況などの1経営体当たり平均値については、次の式により算出した。

$$\text{1経営体当たり平均値} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i x_i}{\sum_{i=1}^n w_i}$$

- xi : 集計対象とする区分に属するi番目の集計経営体のX項目の調査結果
wi : 集計対象とする区分に属するi番目の集計経営体のウェイト
n : 集計対象とする区分に属する集計経営体数

オ 収益性指標（所得及び家族労働報酬）の計算

収益性を示す指標として、次のものを計算した。

収益性指標は本来、農業経営全体の経営計算から求めるべき性格のものであるが、ここでは調査対象畜と他の家畜との収益性を比較する指標として該当対象畜部門についてのみ取りまとめているので、利用に当たっては十分留意されたい。

(ア) 所得

生産費総額から家族労働費、自己資本利子及び自作地地代を控除した額を粗収益から差し引いたものである。

なお、所得には配合飼料価格安定基金及び肉用子牛生産者補給金等の補助金は含まない。

所得＝粗収益－{生産費総額－（家族労働費＋自己資本利子＋自作地地代）}

ただし、生産費総額＝費用合計＋支払利子＋支払地代＋自己資本利子＋自作地地代

(イ) 1日当たり所得

所得を家族労働時間で除し、これに8（1日を8時間とみなす。）を乗じて算出したものである。

1日当たり所得＝所得÷家族労働時間×8時間（1日換算）

(ウ) 家族労働報酬

生産費総額から家族労働費を控除した額を粗収益から差し引いて求めたものである。

家族労働報酬＝粗収益－（生産費総額－家族労働費）

(エ) 1日当たり家族労働報酬

家族労働報酬を家族労働時間で除し、これに8（1日を8時間とみなす。）を乗じて算出したものである。

1日当たり家族労働報酬＝家族労働報酬÷家族労働時間×8時間（1日換算）

(2) 統計表の編成

全ての統計表について、全国・飼養頭数規模別、全国農業地域別に編成した。

なお、牛乳生産費統計については、北海道及び都府県の飼養頭数規模別の統計表も編成した。

(3) 統計の表章

統計表章に用いた全国農業地域及び階層区分は次のとおりである。

ア 全国農業地域区分

全 国 農 業 地 域 名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

注： 以下の全国農業地域については、集計経営体がないため表彰を行っていない。

牛乳生産費の「沖縄」

子牛生産費の「北陸」

乳用雄育成牛生産費の「北陸」、「近畿」及び「沖縄」

交雑種育成牛生産費の「北陸」、「近畿」、「中国」及び「沖縄」

去勢若齢肥育牛生産費の「沖縄」

乳用雄肥育牛生産費の「北陸」、「近畿」及び「沖縄」

交雑種肥育牛生産費の「沖縄」

肥育豚生産費の「近畿」及び「中国」

イ 階層区分

調査名	牛 乳	子 牛	育 成 牛	肥 育 牛	肥 育 豚
階層区分 の 指 標	搾 乳 牛 飼 養 頭 数	繁 殖 雌 牛 飼養月平均頭数	育 成 牛 飼養月平均頭数	肥 育 牛 飼養月平均頭数	肉 豚 飼養月平均頭数
I	1 ～20 頭未満	2 ～5 頭未満	5 ～20 頭未満	1 ～10 頭未満	1 ～100 頭未満
II	20～30	5～10	20～50	10～20	100～300
III	30～50	10～20	50～100	20～30	300～500
IV	50～100	20～50	100～200	30～50	500～1,000
V	100～200	50～100	200 頭以上	50～100	1,000～2,000
VI	200 頭以上	100 頭以上		100～200	2,000 頭以上
VII				200～500	
VIII				500 頭以上	

4 利用上の注意

(1) 畜産物生産費調査の見直しに基づく調査項目の一部改正

畜産物生産費調査は、農業・農山村・農業経営の著しい実態変化を的確に捉えたものとするため、平成2～3年にかけて見直し検討を行い、その検討結果を踏まえ調査項目の一部改正を行った（ブローラー生産費を除き、平成4年から適用。）。

したがって、平成4年以降の生産費及び収益性等に関する数値は、厳密な意味で平成3年以前とは接続しないので、利用に当たっては十分留意されたい。

なお、改正の内容は次のとおりである。

ア 家族労働の評価方法を、「毎月勤労統計」により算出した単価によって評価する方法に変更した。

イ 「生産管理労働時間」を家族労働時間に、「生産管理費」を物財費に新たに計上した。

ウ 土地改良に係る負担金の取り扱いを変更し、草地造成事業及び草地開発事業の負担金のうち、事業効果が個人の資産価値の増加につながるもの（整地、表土扱い）を除きすべて飼料作物の生産費用（費用価）として計上した。

エ 減価償却費の計上方法を変更し、更新、廃棄等に伴う処分差損益を計上した。乳牛償却費については、農機具等と同様の法定に即した償却計算に改めるとともに、売却等に伴う処分差損益を新たに計上し、繁殖雌牛の耐用年数についても、法定耐用年数に改めた。

オ 物件税及び公課諸負担のうち、調査対象畜の生産を維持・継続していく上で必要なものを新たに計上した。

カ きゅう肥を処分するために処理（乾燥、脱臭等）を加えて販売した場合の加工経費を新たに計上した。

キ 資本利子を支払利子と自己資本利子に、地代を支払地代と自作地地代に区分した。

ク 統計表章において、「第1次生産費」を「生産費（副産物価額差引）」に、「第2次生産費」を「資本利子・地代全額算入生産費」にそれぞれ置き換え、「生産費（副産物価額差引）」と「資本利子・地代算入生産費」の間に、新たに、実際に支払った利子・地代を加えた「支払利子・地代算入生産費」を新設した。

(2) 農業経営統計調査への移行に伴う調査項目の一部変更

平成6年7月、農業経営の実態把握に重点を置き、農業経営収支と生産費の相互関係を明らかにするなど多面的な統計作成が可能な調査体系とすることを目的に、従来、別体系で実施していた農家経済調査と農畜産物生産費調査を統合し、農業経営統計調査へと移行した。

畜産物生産費は、平成7年から農業経営統計調査の下「畜産物生産費統計」として取りまとめることとなり、同時に、畜産物の生産に係る直接的な労働以外の労働（購入付帯労働及び建物・農機具等

の修繕労働等）を間接労働として関係費目から分離し、「労働費」及び「労働時間」に含め計上することとした。

(3) 家族労働評価方法の一部改正

ア 平成10年から従来の男女別評価を男女同一評価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金による評価）に改正した。

イ 平成17年1月から、毎月勤労統計の表章産業が変更されたことに伴い、家族労働評価に使用する賃金データを「建設業」、「製造業」及び「運輸、通信業」から、「建設業」、「製造業」及び「運輸業」に改正した。

ウ 平成22年1月から、毎月勤労統計の表章産業が変更されたことに伴い、家族労働評価に使用する賃金データを「建設業」、「製造業」及び「運輸業」から、「建設業」、「製造業」及び「運輸業、郵便業」に改正した。

(4) 調査期間の変更について

令和元年調査から調査期間を変更し、全ての畜種について、当年1月1日から当年12月31日とした。

なお、平成11年度調査から平成30年度の調査期間は、全ての畜種について当年4月1日から翌年3月31日である。

また、平成11年調査以前の調査期間については、畜種ごとに次のとおりである。

ア 牛乳生産費統計

前年9月1日から調査年8月31日までの1年間

イ 子牛生産費統計、育成牛生産費統計及び肥育牛生産費統計

前年8月1日から調査年7月31日までの1年間

ウ 肥育豚生産費統計

前年7月1日から調査年6月30日までの1年間

(5) 公表資料名の年次の変更について

公表資料名の年次については、平成18年までは公表する年を記載していたが、平成19年の公表から調査期間の該当する年度を記載することとした。このことにより、掲載している平成18年度以降の年次別統計表（累年統計表）については、調査対象期間の変更を行った平成12年まで遡って変更した。したがって、既に公表した『平成12年畜産物生産費』～『平成18年畜産物生産費』を『平成11年度畜産物生産費』～『平成17年度畜産物生産費』と読み替えた。

(6) 農業経営統計調査の体系整備（平成16年）に伴う調査項目の一部変更等

平成16年には、食料・農業・農村基本計画等の新たな施策の展開に応えるため、農業経営統計調査を、営農類型別・地域別に経営実態を把握する営農類型別経営統計に編成する調査体系の再編・整備等の所要の見直しを行った。

これに伴って畜産物生産費についても、平成16年度から農家の農業経営全体の農業収支、自家農業

投下労働時間の把握の取りやめ、自動車費を農機具費から分離・表章する等の一部改正を行った。

(7) 税制改正における減価償却計算の見直し

ア 平成19年度税制改正における減価償却費計算の見直しに伴い、農業経営統計調査における1か年の減価償却額は償却資産の取得時期により次のとおり算出した。なお、本方式による計算は平成30年度まで適用した。

(ア) 平成19年4月以降に取得した資産

1か年の減価償却額＝（取得価額－1円（備忘価額））×耐用年数に応じた償却率

(イ) 平成19年3月以前に取得した資産

a 平成20年1月時点で耐用年数が終了していない資産

1か年の減価償却額＝（取得価額－残存価額）×耐用年数に応じた償却率

b 上記aにおいて耐用年数が終了した場合、耐用年数が終了した翌年調査期間から5年間

1か年の減価償却額＝（残存価額－1円（備忘価額））÷5年

c 平成19年12月時点で耐用年数が終了している資産の場合、20年1月以降開始する調査期間から5年間

1か年の減価償却額＝（残存価額－1円（備忘価額））÷5年

イ 平成20年度税制改正における減価償却費計算の見直し（資産区分の大括化、法定耐用年数の見直し）を踏まえて、平成21年度以降の農業経営統計調査における1か年の減価償却額を算出した。

(8) 調査票の変更に伴う、調査範囲、方式の変更

令和元年から、これまで使用してきた現金出納帳・作業日誌、経営台帳に変えて、調査品目別の調査票を用いた調査に変更した。これに伴い、以下の変更を行った。

ア 建物の面積、自動車、農機具の台数は、従前、経営における所有面積、所有台数であったが、調査対象品目の生産に使用した建物の面積、使用した台数に変更した。

イ 自給肥料の評価は、従前、材料費と生産に要した労働時間から評価する費用価主義によっていたが、市価評価に変更した。

(9) 牧草の費用価に係る統計表の廃止

牧草等の飼料作物の生産に要した費用及び野生草・野乾草・放牧場・採草地に要した費用を費用価計算した統計表について、令和元年から廃止した。

(10) 全国農業地域別や飼養頭数規模別及び目標精度を設定していない調査結果について

全国農業地域別や飼養頭数規模別の結果及び目標精度を設定していない結果については、集計対象数が少ないほか、一部の表章項目によってはごく少数の経営体にしか出現しないことから、相当程度の誤差を含んだ値となっており、結果の利用に当たっては十分留意されたい。

(11) 調査対象経営体数（調査を行った数）、集計経営体数及び実績精度

令和2年における調査対象畜別の調査対象経営体数（調査を行った数）、集計経営体数及び実績精度は、次のとおりである。

なお、実績精度は、計算単位当たり（注）全算入生産費を指標とした実績精度は標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）であり、推定式は次のとおりである。

区 分	単位	牛 乳			子牛	乳用雄 育成牛
		全国	北海道	都府県		
調査対象経営体数 （調査を行った数）	経営体	412	227	185	184	28
集 計 経 営 体 数	経営体	408	227	181	181	26
標 準 誤 差 率	%	1.0	1.1	1.7	1.9	3.9

区 分	単位	交雑種 育成牛	去勢若齢 肥育牛	乳用雄 肥育牛	交雑種 肥育牛	肥育豚
調査対象経営体数 （調査を行った数）	経営体	50	292	49	90	94
集 計 経 営 体 数	経営体	48	285	48	86	92
標 準 誤 差 率	%	3.6	0.7	1.1	4.3	2.1

注1： 調査対象経営体数（調査を行った数）は、調査対象畜種の飼養状況の変化等により、対象品目別経営体リスト（母集団リスト）より標本選定できなかった経営体数を除いた数を計上している。

注2： 牛乳生産費：生乳100kg当たり（乳脂肪分3.5%換算）、子牛生産費：子牛1頭当たり
乳用雄育成牛生産費：育成牛1頭当たり、交雑種育成牛生産費：育成牛1頭当たり
去勢若齢肥育牛生産費：肥育牛1頭当たり、乳用雄肥育牛生産費：肥育牛1頭当たり
交雑種肥育牛生産費：肥育牛1頭当たり、肥育豚生産費：肥育豚1頭当たり

○ 実績精度（標準誤差率）の推定式

N : 母集団の農業経営体数
 N_i : i 番目の階層の農業経営体数
 L : 階層数
 n_i : i 番目の階層の標本数
 x_{ij} : i 番目の階層の j 番目の標本の x （生産費）の値
 y_{ij} : i 番目の階層の j 番目の標本の y （計算単位生産量）の値
 $\bar{x}_i$: i 番目の階層の x の1農業経営体当たり平均の推定値
 $\bar{y}_i$: i 番目の階層の y の1農業経営体当たり平均の推定値
 $\bar{x}$: x の1農業経営体当たり平均の推定値
 $\bar{y}$: y の1農業経営体当たり平均の推定値
 S_{ix} : i 番目の階層の x の標準偏差の推定値
 S_{iy} : i 番目の階層の y の標準偏差の推定値
 S_{ixy} : i 番目の階層の x と y の共分散の推定値
 r : 計算単位当たりの生産費の推定値
 S : r の標準誤差の推定値

とするとき、

$$\bar{x} = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{N} \cdot \bar{x}_i \quad \bar{y} = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{N} \cdot \bar{y}_i \quad r = \frac{\bar{x}}{\bar{y}}$$

$$S^2 \doteq \left(\frac{\bar{x}}{\bar{y}} \right)^2 \cdot \sum_{i=1}^L \left(\frac{N_i}{N} \right)^2 \cdot \frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{1}{n_i} \cdot \left(\frac{S_i x^2}{\bar{x}^2} + \frac{S_i y^2}{\bar{y}^2} - 2 \cdot \frac{S_i x y}{\bar{x} \bar{y}} \right)$$

$$\text{標準誤差率の推定値} = \frac{S}{r}$$

(12) 記号について

統計表中に使用した記号は、次のとおりである。

「0」： 単位に満たないもの（例：0.4円→0円）

「0.0」、「0.00」： 単位に満たないもの（例：0.04頭→0.0頭）又は増減がないもの

「－」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

「nc」： 計算不能

(13) 秘匿措置について

統計調査結果について、集計経営体数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

(14) ホームページ掲載案内

本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「農家の所得や生産コスト、農業産出額など」の「畜産物生産費統計」で御覧いただけます。

なお、公表した数値の正誤情報は、ホームページでお知らせします。

【 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/seisanhi_tikusan/#r 】

(15) 転載について

この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「農業経営統計調査 令和2年畜産物生産費」（農林水産省）による旨を記載してください。

5 利活用事例

- (1) 「畜産経営の安定に関する法律」に基づく加工原料乳生産者補給金単価の算定資料に利用。
- (2) 「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づく肉用子牛の保証基準価格及び肉用子牛の合理化目標価格の算定資料に利用。
- (3) 「畜産経営の安定に関する法律」に基づく肉用牛肥育経営安定交付金及び肉豚経営安定交付金の算定資料に利用。
- (4) 「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づく「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の経営指標作成のための資料に利用。

6 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 畜産物生産費統計班

電話：（代表）03-3502-8111（内線 3630）

（直通）03-3591-0923

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】

別表 1 生産費の費目分類

費 目		費 目 の 内 容	調 査 の 種 類						
			牛 乳	肉 用 牛					
				子 牛	乳育 用成 雄牛	交育 雑成 種牛	去肥 勢育 若 齡牛	乳肥 用育 雄牛	交肥 雑育 種牛
種 付 料		精液、種付けに要した費用。自給の場合は、その地方の市価評価額（肥育豚生産費は除く。）	○	○					○
も と 畜 費		肥育材料であるもと畜の購入に要した費用。自家生産の場合は、その地方の市価評価額（肥育豚生産費は除く。）			○	○	○	○	○
飼 料 費	流 通 飼 料 費	購入飼料費と自給の飼料作物以外の生産物を飼料として給与した自給飼料費（市価）	○	○	○	○	○	○	○
	牧 草 ・ 放 牧 ・ 採 草 費（自給）	牧草等の飼料作物の生産に要した費用及び野生草、野乾草、放牧場、採草地に要した費用	○	○	○	○	○	○	○
敷 料 費		敷料として畜房内に搬入された材料費	○	○	○	○	○	○	○
光 熱 水 料 及 び 動 力 費		電気料、水道料、燃料、動力運転材料等	○	○	○	○	○	○	○
そ の 他 諸 材 料 費		縄、ひも等の消耗材料のほか、他の費目に該当しない材料費	○	○	○	○	○	○	○
獣 医 師 料 及 び 医 薬 品 費		獣医師料、医薬品、疾病傷害共済掛金	○	○	○	○	○	○	○
賃 借 料 及 び 料 金		賃借料（建物、農機具など）、きゅう肥の引取料、登録・登記料、共同放牧地の使用料、検査料（結核検査など）、その他材料と労賃が混合したもの	○	○	○	○	○	○	○
物 件 税 及 び 公 課 諸 負 担		固定資産税（土地を除く。）、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、自動車重量税、都市計画税等 集落協議会費、農業協同組合費、農事実行組合費、農業共済組合賦課金、自動車損害賠償責任保険等	○	○	○	○	○	○	○
家 畜 の 減 価 償 却 費		搾乳牛、繁殖雌牛の減価償却費	○	○					
繁殖雌豚費及び種雄豚費		繁殖雌豚、種雄豚の購入に要した費用							○
建 物 費	建 物	住宅、納屋、倉庫、畜舎、作業所、農機具置場等の減価償却費及び修繕費	○	○	○	○	○	○	○
	構 築 物	浄化槽、尿だめ、サイロ、牧さく等の減価償却費及び修繕費	○	○	○	○	○	○	○
自 動 車 費		減価償却費及び修繕費 なお、車検料、任意車両保険費用も含む。	○	○	○	○	○	○	○
農 機 具 費	大 農 具	大農具の減価償却費及び修繕費	○	○	○	○	○	○	○
	小 農 具	大農具以外の農具類の購入費及び修繕費	○	○	○	○	○	○	○
生 産 管 理 費		集会出席に要する交通費、技術習得に要する受講料及び参加料、事務用机、消耗品、パソコン、複写機、ファックス、電話代等の生産管理労働に伴う諸材料費、減価償却費	○	○	○	○	○	○	○
労 働 費	家 族	「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）により算出した賃金単価で評価した家族労働費（ゆい、手間替え受け労働の評価額を含む。）	○	○	○	○	○	○	○
	雇 用	年雇、季節雇、臨時雇の賃金（現物支給を含む。） なお、住み込み年雇、手伝受及び共同作業受けの評価は家族労働費に準ずる。	○	○	○	○	○	○	○
資 本 利 子	支 払 利 子	支払利子額	○	○	○	○	○	○	○
	自 己 資 本 利 子	自己資本額に年利率4%を乗じて得た額	○	○	○	○	○	○	○
地 代	支 払 地 代	実際に支払った建物敷地、運動場、牧草栽培地、採草地の賃借料及び支払地代	○	○	○	○	○	○	○
	自 作 地 地 代	所有地の見積地代 （近傍類地の賃借料又は支払地代により評価）	○	○	○	○	○	○	○

注：○印は該当するもの

別表 2 労働の作業分類

作 業		作 業 の 内 容	調 査 の 種 類						
			牛 乳	肉 用 牛					肥 育 豚
				子 牛	乳育 用成 雄牛	交育 雑成 種牛	去肥 勢育 若 齡牛	乳肥 用育 雄牛	
飼 料 の 調 理 ・ 給 与 ・ 給 水		飼料材料の裁断、粉碎、引割煮炊き、麦・豆類の水浸及び芽出し、飼料の混配合などの調理・給与・給水などの作業	○	○	○	○	○	○	○
敷料の搬入、きゅう肥の搬出		敷わら、敷くさの畜房への投入、ふんかき、きゅう肥（尿を含む。）の最寄りの場所（たい積所・尿だめなど）までの搬出作業	○	○	○	○	○	○	○
搾 乳 及 び 牛 乳 処 理 ・ 運 搬		乳房の清拭・搾乳準備・搾乳・搾乳後のろ過・冷却などの作業、搾乳関係器具の消毒・殺菌などの後片付け作業、販売のため最寄りの集乳所までの運搬作業	○						
そ の 他 の 畜 産 管 理 作 業	手 入 ・ 運 動 ・ 放 牧		△	△	△	△	△	△	△
	き ゅ う 肥 の 処 理		△	△	△	△	△	△	△
	飼 育 管 理	種 付 関 係	△	△					△
		分 べ ん 関 係	△	△					△
		防 疫 関 係	△	△	△	△	△	△	△
		そ の 他 の 作 業	△	△	△	△	△	△	△
	生 産 管 理 労 働		△	△	△	△	△	△	△

- 注：1 ○印は該当するもの、△印は「その他の畜産管理作業」に一括するもの。
2 牛乳生産費について、平成9年調査より、「飼育管理」に含めていた「きゅう肥の処理」を分離するとともに、それまで分類していた「牛乳運搬」と「搾乳及び牛乳処理」を「搾乳及び牛乳処理・運搬」に結合した。
3 平成29年度調査より、それまで分類していた肉用牛の「手入・運動・放牧」並びに全ての畜産物生産費の「きゅう肥の処理」、「飼育管理」及び「生産管理労働」を「その他の畜産管理作業」に結合した。